

公布された条例のあらまし

◆高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（高知県条例第39号）

- 1 条例制定の目的
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）が一部改正されたこと等に伴い、指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定めることとした。

- 2 主要な内容
指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び特別保護指定区域の標識の寸法を定めること。（第2条）

- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第40号）

- 1 条例改正の目的
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第41号）

- 1 条例改正の目的
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）が一部改正されたこと等に伴い、市に移譲される知事の権限に属する事務に係る規定を削除する等必要な改正をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例（高知県条例第42号）

- 1 条例改正の目的
高知県がん対策推進協議会の機能をより充実させるため、委員の定数の見直しをすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第43号）

- 1 条例改正の目的
妊婦健康診査の公費助成が平成24年度も継続されることとなったことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第44号）

- 1 条例改正の目的
子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種の公費助成が平成24年度も継続されることとなったことに伴い、基金の設置期間を9月間延長することとした。

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例	3
◎高知県税条例の一部を改正する条例	3
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	3
◎高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例	4
◎高知県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例	4
◎高知県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例	4
◎高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	4
◎高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	5
◎高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	6
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	6
◎高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	6
◎警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第45号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第407号）の施行により食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）が一部改正されたこと等に伴い食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する規定を追加するとともに、生食用食肉の安全性をより確保するため生食用食肉の加工又は調理を行う施設の基準に関する規定を追加することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第46号）

1 条例改正の目的

介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業の実施に係る国の通知が一部改正され、事業の実施期間の延長が可能となったことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第47号）

1 条例改正の目的

介護職員処遇改善等臨時特例基金事業の実施に係る国の通知が一部改正され、一部の事業について実施期間の延長が可能となったことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第48号）

1 条例改正の目的

高知県立療育福祉センターが行う業務として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児相談支援に係る業務に関連する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）による基本相談支援及び計画相談支援に係る業務を加えることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第49号）

1 条例改正の目的

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行により外国人登録法（昭和27年法律第125号）が廃止されるとともに、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正により外国人住民を同法の適用対象に加えることとなることに伴い、特定非営利活動法人の設立の認証等の申請に必要な書面に係る規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第50号）

1 条例改正の目的

警察職員が東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業に従事することとなったことに伴い、東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則に準じて特殊勤務手当の上限額を引き上げることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成24年5月18日から適用することとした。

条 例

高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例をここに公布する。
平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第39号

高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。次条において「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定により、知事が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定めるものとする。

(標識の寸法)

第2条 法第15条第14項ただし書（法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに省令第37条第2項ただし書の条例で定める標識の寸法は、次の表の左欄に掲げる標識の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、既存の工作物を利用して効果的に制札（支柱の部分を除く。以下この条において同じ。）を設置することができる場合であって、当該制札を容易に視認することができるときの当該制札の寸法については、この限りでない。

標識	寸法	
法第15条第14項ただし書の指定猟法禁止区域の標識	制札（指定猟法禁止区域である旨を表記する部分に限る。）	1辺30センチメートル以上
法第28条第9項において準用する法第15条第14項ただし書の鳥獣保護区の標識	標柱	地上200センチメートル以上、太さ1辺9センチメートル以上
	制札	縦36センチメートル以上、横45センチメートル以上
法第29条第4項において準用する法第15条第14項ただし書の特別保護地区の標識	標柱	地上200センチメートル以上、太さ1辺9センチメートル以上
	制札	縦36センチメートル以上、横45センチメートル以上

法第34条第7項の休猟区の標識	標柱	地上120センチメートル以上、太さ1辺9センチメートル以上
	制札	1辺30センチメートル以上
法第35条第12項において準用する法第34条第7項の特定猟具使用禁止区域の標識	標柱	地上200センチメートル以上、太さ1辺9センチメートル以上
	制札	縦36センチメートル以上、横45センチメートル以上
法第35条第12項において準用する法第34条第7項の特定猟具使用制限区域の標識	制札	1辺30センチメートル以上
省令第37条第2項ただし書の特別保護指定区域の標識	制札	縦70センチメートル以上、横90センチメートル以上

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、知事が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第40号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
付則第28条の2第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第41号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表19の項を次のように改める。

--	--

19 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）及び消費生活用製品安全法施行令第14条第2項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令（平成12年通商産業省令第38号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 法第40条第1項の規定に基づく特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者からの報告の徴収

イ 法第41条第1項の規定に基づく特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者に対する立入検査

ウ 法第42条第1項の規定に基づく特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者に対する特定製品又は特定保守製品の提出命令

エ 法第42条第3項の規定によるウの提出命令によって生じた損失の補償

オ 政令第14条第2項の規定によるアからウまでに係る報告（省令第3条第2項の規定による報告を含む。）

各町村

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第42号**高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例**

高知県がん対策推進条例（平成19年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。
第11条第2項中「15人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第43号**高知県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例**

高知県妊婦健康診査支援基金条例（平成21年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成24年9月30日」を「平成25年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第44号**高知県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例**

高知県ワクチン接種緊急促進基金条例（平成22年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成24年9月30日」を「平成25年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第45号**高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**

高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和28年政令第229号）」を「（昭和28年政令第229号。第2条の2において「政令」という。）」に、「別表第1」を「同条第1項」に、「及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）」を「、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）及び食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号）」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第2条の2 法第29条第1項の規定により県が設置する食品衛生検査施設（次項において「食品衛生検査施設」という。）の設備について政令第8条第1項の規定により条例で定める基準は、省令第36条第1項に定めるとおりとする。

2 食品衛生検査施設の職員の配置について政令第8条第1項の規定により条例で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第3条中「に規定する」を「の規定に基づき条例で定める」に、「のとおり」を「に定めるとおり」に改める。

第4条中「に規定する」を「の規定により条例で定める」に、「のとおり」を「に定めるとおり」に改め、同条ただし書中「この基準」を「当該基準」に改める。

別表第1の第1の3の項(3)中「使用できるよう」を「使用することができる」に改め、同表の第1の3の項(6)中「ふきん」を「布巾」に改め、同表の第1の4の項(1)中「出入り口」を「出入口」に、「ふた等」を「蓋等」に改め、同表の第1の5の項(1)中「について、必要に応じて」を「については、必要に応じ、」に改め、同表の第1の5の項(2)中「区別できるようにし」を「区別することができるようにし」に改め、同表の

第1の6の項(8)エ中「省令第21条第1項第1号ト」を「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第1条第2項第7号」に改め、同表の第1の7の項(1)中「以下この表及び次表において同じ」を「以下同じ」に、「水道法第20条の6第1項」を「同法第20条の6第1項」に改め、同表の第1の8の項(2)イ及び(4)中「適正と」を「適正であると」に改め、同表の第1の10の項(1)中「回収できるよう」を「回収することができるよう」に改め、同表の第1の11の項(2)中「ふき取り検査」を「拭き取り検査」に改め、同表の第2の7の項中「つめ」を「爪」に改め、同表の第2の8の項中「つばき」を「唾」に改め、同表の第2の9の項中「洗浄及び消毒する」を「洗浄し、及び消毒する」に改める。

別表第2の1の項中「(26)まで」を「(27)まで」に改め、同表の1の項(5)中「すき間」を「隙間」に改め、同表の1の項(7)中「こう配」を「勾配」に、「必要に応じてふた」を「必要に応じ、蓋」に改め、同表の1の項(13)中「保管できる」を「保管することができる」に改め、同表の1の項(14)中「更衣室」を「更衣室」に改め、同表の1の項(15)中「必要に応じて」を「必要に応じ、」に改め、同表の1の項(17)中「殺菌できる」を「殺菌することができる」に改め、同表の1の項(18)中「保管できる」を「保管することができる」に改め、同表の1の項(22)中「供給できる」を「供給することができる」に改め、同表の1の項(23)中「仕入れ」を「仕入れた上」に、「販売する場合」を「販売する場合に限る。」に改め、同表の1の項(25)中「ふた付きで」を「蓋付きで」に改め、同表の1の項中

「(26) 施設には、公衆衛生上支障のない使用に便利な位置に従業員用の便所を設け、及び客室を設ける業態にあつては、客用の便所を設けるものとし、これらの便所には、利用度に応じた数の便器を設け、ねずみ、昆虫等を防ぐ設備及び流水式で消毒薬等を備えた手洗設備を設けること。」

「(26) 施設には、公衆衛生上支障のない使用に便利な位置に従業員用の便所を設け、及び客室を設ける業態にあつては、客用の便所を設けるものとし、これらの便所には、利用度に応じた数の便器を設け、ねずみ、昆虫等を防ぐ設備及び流水式で消毒薬等を備えた手洗設備を設けること。」

(27) 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であつて、生食用として販売するものに限る。以下この表において同じ。）の加工又は調理を行う施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、調理のみを行う施設にあつては、力及びキに掲げる要件を除く。

ア 生食用食肉を加工し、又は調理する場所が他の設備と明確に区分された場所であること。

イ 加工中（加熱殺菌をする場合を除く。）又は調理中の生食用食肉の表面温度を摂氏10度以下に保たせることができる設備を設けること。

ウ 器具及び手指の洗浄及び消毒に必要な設備であつて、生食用食肉の加工又は調理のための専用のもを設けること。

エ 生食用食肉を温湯により消毒する際に摂氏83度以上の温湯を給湯することができる設備を設けること。

オ 生食用食肉が接触する設備及び器具は、専用のものを備えること。

カ 生食用食肉の加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備を設け、当該設備による加熱殺菌の際の温度を正確に測定することができる計器を備えること。

キ 生食用食肉の加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する設備を設ける

こと。ただし、大型冷蔵庫等を生食用食肉の原料肉及び加熱殺菌後の生食用食肉の双方に用いる場合は、両者を区分して冷却することができる設備であること。」に改め、同表の2の項(1)オ中「配ぜん台又は配ぜん棚」を「配膳台又は配膳棚」に改め、同表の2の項(2)中「才及びカ」を「(1)の才及びカ」に改め、同表の2の項(3)ア中「発酵室」を「発酵室」に改め、同表の2の項(4)イ中「煮沸がま」を「煮沸釜」に改め、同表の2の項(4)ク中「と数」を「及び数」に改め、同表の2の項(6)才及びキ並びに(8)才及びキ中「自動充てん機」を「自動充填機」に改め、同表の2の項(11)カ中「密閉でき」を「密閉することができ」に改め、同表の2の項(12)カ(ア)中「ふた」を「蓋」に改め、同表の2の項(12)カ(イ)中「食品取扱い器具」を「食品取扱器具」に改め、同表の2の項(12)カ(ウ)中「保管できる」を「保管することができる」に改め、同表の2の項(13)エ中「密閉でき」を「密閉することができ」に改め、同表の2の項(15)イ中「保存できる」を「保存することができる」に改め、同表の2の項(16)ア中「蒸煮かま場」を「蒸煮釜場」に改め、同表の2の項(19)ウ中「、製品」を「及び製品」に、「充てん設備並びに打栓又は密封設備」を「充填設備並びに打栓機又は密封設備」に改め、同表の2の項(20)ア中「充てん場」を「充填場」に改め、同表の2の項(21)ウ中「上ぶた及び中ぶた」を「上蓋及び中蓋」に改め、同表の2の項(23)イ中「ばいせん」を「ばい煎」に、「充てん機」を「充填機」に改め、同表の2の項(25)及び(26)ア中「充てん包装室」を「充填包装室」に改め、同表の2の項(26)ウ中「充てん機」を「充填機」に改め、同表の2の項(27)ア中「充てん包装室」を「充填包装室」に改め、同表の2の項(27)ウ中「充てん機」を「充填機」に改め、同表の2の項(28)ア中「充てん包装室」を「充填包装室」に改め、同表の2の項(28)イ中「自動充てん機」を「自動充填機」に改め、同表の2の項(29)ウ中「注入できる」を「注入することができる」に改め、同表の2の項(31)中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表の2の項(31)イ中「ゆでめん類」を「ゆで麺類」に、「乾めん類」を「乾麺類」に改め、同表の2の項(32)エ中「蒸煮がま」を「蒸煮釜」に改め、同表の2の項(33)ウ中「充てん機」を「充填機」に改め、同表の2の項(34)エ中「製造又は加工する」を「製造し、又は加工する」に改め、同表の2の項(34)オ中「保持できる」を「保持することができる」に改め、同表の2の項(34)キ中「処理できる」を「処理することができる」に改める。

別表第3の表中

めん類製造業	めん類製造業許可申請手数料
--------	---------------

を

麺類製造業	麺類製造業許可申請手数料
-------	--------------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
 高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第46号**

**高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第47号**

**高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第48号**

**高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。次条において「法」という。）、」を「）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定による事業を行う事業所並びに」に改める。

第2条第1号中「法」を「児童福祉法」に改め、同条第2号中「（平成17年法律第123号）」を削り、「法第4条第2項に規定する障害児をいう。）」を「同法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下この号において同じ。）」に係るものに限る。）並びに同法第5条第18項に規定する基本相談支援（障害児に係るものに限る。）及び同条第17項に規定する計画相談支援（障害児）に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第49号**

**高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例**

高知県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年高知県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次に掲げるもの」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該役員が同法の適用を受けない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書とする。

第2条第2項各号を削り、同条第3項中「前項第3号に掲げる」を「前項ただし書に規定する」に改め、同条第4項中「第2項各号に掲げる」を「第2項に規定する」に改める。

第19条第2項中「前項第3号」を「前項ただし書」に、「第2項各号」を「第2項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後にされる申請（申請書等の補正を含む。）又は届出において、当該申請又は届出の日前6月以内に作成されたこの条例による改正前の高知県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項第2号（同条例第19条第2項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる書面が添付された場合にあつては、当該書面は、この条例による改正後の高知県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項（同条例第19条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項第2号ハの各役員の住所又は居所を証する書面とみなす。



警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第50号**

**警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「周辺」を「敷地内及びその周辺」に、「2万円」を「4万円」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は、平成24年5月18日から適用する。